

# ヘイトハラスメント裁判を 支える会 会報 Vol.22 発行 2021年7月14日

事務局 〒544-0031 大阪市生野区鶴橋 2-15-27NPO 法人多民族共生人権教育センター内  
TEL:06(6715)6600 FAX:06(6715)0153 E-mail: info@taminzoku.com  
WEB: <http://moonkh.wixsite.com/hateharassment>



<https://www.facebook.com/HateHarassment>



@HateHarassment

## 控訴審第3回口頭弁論期日の報告

川村 遼平（原告訴訟代理人弁護士）



期日後、オンラインで開催された支援者集会でアピールする原告

### 期日の概要

2021年6月1日（火）午前10時30分から、控訴審第三回期日が大阪地裁・高裁本館の202号大法廷でおこなわれました。

まず、フジ住宅が、自社の主張を記載した書面（準備書面）を陳述（裁判手続きに正式にのせること）しました。

次に、私たち弁護士も、準備書面を陳述しました。フジ住宅の行為が、民族差別を禁止する労働基準法3条に違反するという内容です。

続けて、裁判長から、フジ住宅側に対して、外国人社員の比率を示す客観的なデータを提出するようにと要求がありました。

最後に、双方の弁護士が、口頭で意見を陳述しました。こちらは、私が意見を陳述しました。内容は下記のとおりです（なお、フジ住宅代理人及び今井会長代理人の意見陳述の内容は、フジ住宅の「訴訟・裁判に関する当社の主張」ブログに掲載されています）。

## 原告側代理人の口頭意見陳述

1 一審被告らは、一審被告らの表現の自由を強調し、本件の実態が特定の言論そのものを封殺しようとするものなどと繰り返し主張しています。しかし、一審原告が何度も述べてきたとおり、また原判決も認めたとおり、本件は、職場における労働者の人格権保障の問題であり、一審被告らの差別的な文書の配布による職場環境の悪化、一審原告の人格権侵害が問題となっています。言論の封殺が目的ではありません。

一審原告第7準備書面においては、本件が職場環境の問題であることを踏まえて、一審被告らの文書配布行為が、労働基準法3条に違反するものであり、同条の趣旨に照らし、不法行為責任を免れるものではないことについて述べます。

2 労働基準法3条は、使用者が労働者の国籍等を理由として労働条件を差別的に取り扱うことを禁じています。

その趣旨は、憲法14条の平等原則に由来するものです。労働者が自己の職場において他の人とは異なる処遇を受けないように、使用者に格別の義務を課した点に、本条の意義があります。

3 本件文書配布行為は、差別的取扱いに当たります。使用者が特定の国籍を持つ人を対象とする差別的言動を繰り返すこと自体が、その国籍を有する人を差別的に取り扱う行為に当たるからです。

賃金や労働時間といった単純に数値化できる条件のみが平等であればいいというものではありません。過去には、特定の思想を有する労働者グループを攻撃するような使用者の行為が問題となった事例もあります。

本件文書配布行為は、特定の国籍を有する労働者に対してだけ、その国籍に関し否定的に評価する言動を全社的に繰り返すという点で、その国籍を有する労働者を差別的に取り扱うものなのです。

ヘイトスピーチ規正法に違反しない程度の表現であっても、明確な違法行為に当たります。業務上の必要性を理由とする正当性も認められません。

4 労働基準法3条は、条文上、性を理由とする差別を対象としていません。しかし、司法関係者に日本国籍者が多く、国籍差別の問題を具体的に想像することが相対的に難しいので、性に関する差別的言動と照らし合わせて考えることが有益です。

一審被告らは、全社員一律に文書を配布している点を、「差別ではない」ことの根拠であるかのように主張しています。しかし、これは差別であるかどうかの考慮要素にはなりません。

たとえば、全社員が参加する朝礼において、社長が「女性は嘘

つきだ」などの差別する発言を行ったことを想定してみます。全社員が一律に聞いたのだから差別には当たらない、という人は、まずいないでしょう。

社長がみんなの前で特定の性的指向を有する人について、「理解しがたいかわいそうな人間だ」などと発言した場合も、これと同じです。本件文書配布行為は、これらと同列の問題です。

セクシュアルハラスメントによる労使紛争の積み重ねにより、現在では、被害者が女性である場合には平均的な女性労働者の感じ方を基準とし、被害者が男性である場合には平均的な男性労働者の感じ方を基準とすることが適当だとされています。

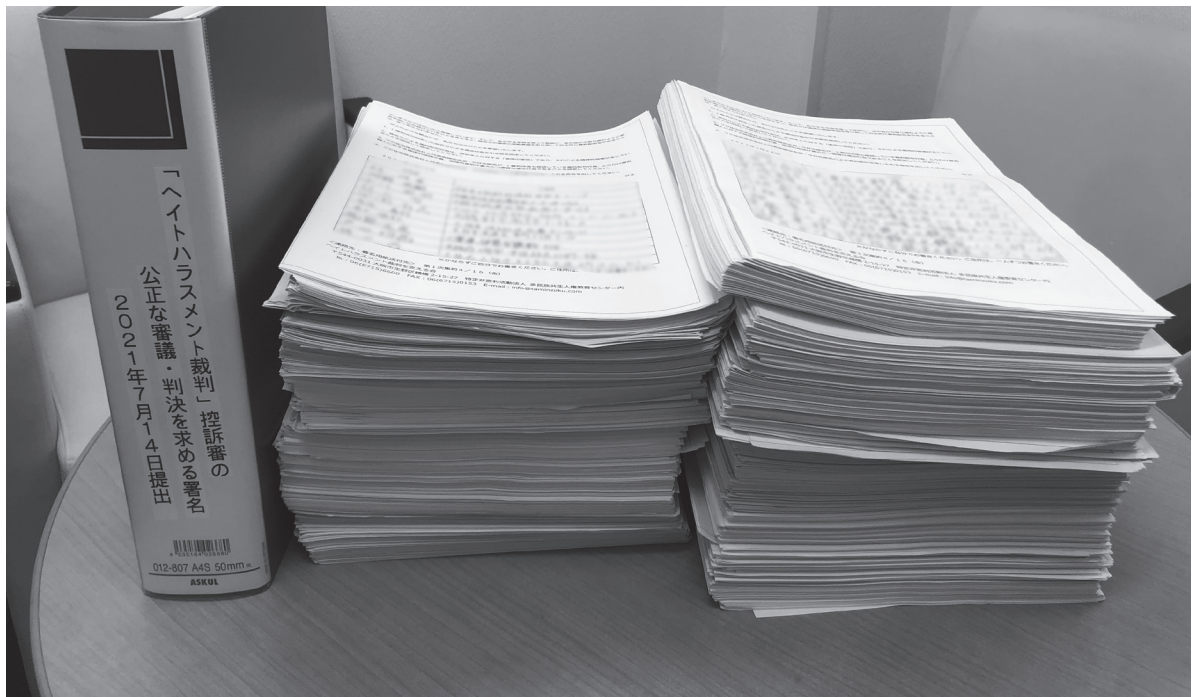
社内の広報で、「韓国人は嘘つきだ」、「理解しがたいかわいそうな国民性」だ、などと言われれば、よほど使用者に心酔していない限り、当惑したり傷ついたりすることは、想像に難くありません。中国や朝鮮半島にルーツを持つ平均的な労働者の感じ方を基準とすれば、本件文書配布行為は、差別的言動に他なりません。

5 一審原告は、労基法3条の趣旨にも触れた上で一審被告らの行為が権利侵害行為に当たることを主張してきました。その主張の一部は、原審においても正しく判断されています。

しかし、労働基準法3条に違反する行為であることを明確に認めなかった点で、原審は不十分です。

一審被告らの文書配布行為は、労働基準法3条に違反する行為です。

# 大阪高裁に署名約 2 万筆を提出



7月14日の第4回期日で、ヘイトハラスメント裁判控訴審は結審します。そこで、同日午前、大阪高等裁判所に大阪高等裁判所に、「ヘイトハラスメント裁判」控訴審の公正な審議・判決を求める署名を提出します。これまで署名へのご協力をいただき、大変ありがとうございました。

6月1日の第2回期日に合わせて、既に第1弾として1808筆の署名を提出していますが、今回提出するのは、この原稿を書いている時点で17415筆となる予定です。

大阪高等裁判所は、合計19223筆とおなった署名の重みを、しっかりとうけとめていただき、フジ住宅によるヘイトスピーチ文書の配布が原告個人に与えた深刻な精神的被害、そして1審判決後も繰り返し行われた原告避難等をふまえた、1審判決を上回る判決を下してくださることを信じています。

## 次の世代に残さないために裁判勝訴を！

パク ヤンヘン  
朴 洋幸（ヘイトハラスメント裁判を支える会事務局）

大阪府八尾市に NPO 法人トッカビという団体があります。その前身は在日コリアンの子どもたちが「民族の誇りと自覚を持って生きる」ことをめざしたトッカビ子ども会です。1974年10月に結成されてからまもなく50年を迎えようとしています。私は2005年より代表理事を務め現在に至っています。

そのトッカビ発足の中心を担った在日コリアン2世の青年たちは、自分たちや親が厳しい差別にさらされてきた経験から、3世、4世の次世代が、同じ屈辱を受け涙を流すことがないように学校教員や地域の人たち、そして賛同する在日コリアンの保護者と共に子ども会を発足させました。

子どもたちには差別に負けず、コリアンであることをネガティブに受け止めることのないよう「民族」としての誇りをもって生きることを求め、それを体現するひとつが本名（民族名）を名のって生きることでした。周りの支えもあり子どもたちは本名を名のりコリアンであることをさらけ出して生きるために立ち上がります。しかし、高校、大学、社会人と進路を進めるにつれ、またぞろ日本名に変更していきます。それは社会の現実に触れる中で本名を名のって生きることの辛さを経験するからです。しかしその姿は、厳しい差別の壁に打ち勝って頑張れない子どもたちがダメなのか。トッカビは頑張れない子どもたちが問題ではなく、自分の本名を当たり前で名のって生きることができない社会の壁こそが問題であり、だからこそ国籍条項を設ける制度や差別に対して

取り組む子ども会でもありました。

トッカビ発足から時代は大きく変化し、多文化共生社会は実態となってきました。しかし、在日が当たり前に自らをさらけ出して生きられる社会になっているのでしょうか。フジ住宅のような会社をみると残念ながらそうとは思えません。フジ住宅は大阪に本社を置く企業でもあり、社員の中には、日本名で生きる在日コリアン社員が原告以外にも存在すると思います。その人たちが、毎日のように韓国、北朝鮮、中国を揶揄し貶める文書が社内で配布される職場環境の中で、当たり前に「民族」をさらけ出して生きることなど出来ようがありません。ましてや、原告を批難する経営理念感想文をみて、次のターゲットにされる危険を覚えてもおかしくありません。

今、トッカビは在日コリアンと共に中国やベトナム等、外国にルーツを持つマイノリティを対象に取り組んでいます。中国やベトナムルーツの子どもたちも、時に差別発言を受け、自分が外国にルーツがあることに対して葛藤する姿があります。トッカビを発足させた2世が、次の世代に同じ涙を流し悔しさを引き継がせないと誓ったように、私たちには、在日コリアン、そして様々な外国ルーツの次世代の子どもたちに、同じ苦しみを味わわせることがない社会をつくる責任があります。この裁判は原告の支援はもちろんですが、次の世代の子どもたちが当たり前に生きられる社会をつくる意味でも重要な裁判だと思っています。

ぜひ皆さんと共に高裁勝利にむけて闘っていきたいと思います。

# 支える会総会・オンライン支援者集会を開催します

いよいよ控訴審判決です。新型コロナウイルス感染症が蔓延するなか、裁判の傍聴を呼び掛けることも、支援者集会へのご参集を呼び掛けることもできない1年間でした。これまでの裁判の経過を振り返り、支援者の思いをひとつにして判決を迎えるために、支える会の総会をかねた支援者集会を、次の通り開催します。多くの皆様のご参加をお待ち申しあげております。

(1) 日時 2021年7月31日(土)午後2時～

(2) 開催形態 オンライン(ZOOM)  
+視聴会場を用意します(先着50名)

(3) 内容

14時～14時30分：支える会総会

14時30分～15時30分：学習会

「国際人権法の視点からみたフジ住宅問題」  
(仮題)

シンヘボン  
講師・申恵丰さん(青山学院大学教授)

15時30分～16時：控訴審の期日内容の振り返り

16時～：原告アピール、支援者のアピール、  
支える会からの行動提起

(4) 視聴会場(定員50名、要事前予約)

・オンラインでの参加が難しい方を対象に、  
視聴会場を準備しています

・視聴会場は「HRCビル」(大阪市港区波除  
4-1-37)の5階ホールです

※JR環状線「弁天町」駅北口、地下鉄中央  
線「弁天町」駅4番出口より北東へ700m

※エレベーターご利用の場合は南口から

※定員160名の1/3程度にあたる、50名  
を上限に先着順で受け付けます

(5) 申し込み・参加方法

Step1. Googleフォームから仮登録 ※**視聴  
会場で参加される方も仮登録が必要です**

■ GoogleフォームのURL

<https://docs.google.com/forms/d/11GUunnheL2N27xIAo1QCAPoJ2HtwB0BQgUL2Ud9MNM0/>

[viewform?edit\\_requested=true](#)

■右のQRコードをご利用ください



Step2. 1～2以内(土日、祝日を除く)

に手動で仮登録完了メールが届きます。オンラインで参加される方は、そこに書かれた手順に従い、ZOOMミーティングの事前登録をおこなってください

Step3. ZOOMミーティングの事前登録をおこなうと、すぐに参加用URL、ミーティングID、パスワードが記されたメールが自動返信されます。10分ほど待ってもメールがこなければ、事前登録できていませんので、再度やりなおしてください

Step4. 当日の参加

①オンライン：事前登録メールのURLをクリックするか、ID、パスワードを入力して参加

②視聴会場：仮登録完了メールのプリントアウト、もしくは受信画面を示していただき、ご入場ください。

(6) 参加費：無料

オンライン集会のため参加費を集めることが難しいので無料としていますが、よろしければ次の口座までカンパを振り込んでいただければ幸いです。控訴審が始まり、新たな費用が発生することによって、手元の資金が心許なくなってきました。経済状況が厳しいなか、大変心苦しいのですが、改めてヘイトハラスメント裁判を闘い抜くための資金カンパをしていただくことができれば幸いです。ゆうちょ銀行口座

名義：ヘイトハラスメント裁判を支える会(ヘイトハラスメントサイバンヲササエルカイ)

○ゆうちょ銀行からの振込の場合

記号：14040 番号：288301

○他銀行からの振込の場合

店名：四〇八(読み ヨンゼロハチ)

店番：408

金種目：普通預金

口座番号：0028830